**江見認定こども園　重要事項説明書**

**１．施設の目的及び運営の方針**

**（１）運営主体（事業者の概要）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 鴨川市 |
| 事業者の所在地 | 鴨川市横渚1450 |
| 事業者の連絡先 | 04－7092－1111 |
| 代表者氏名 | 鴨川市長　長谷川　孝夫 |

**（２）施設の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | | 幼保連携型認定こども園 | | | | | | |
| 名称 | | 鴨川市立江見認定こども園 | | | | | | |
| 所在地 | | 千葉県鴨川市宮１４５５ | | | | | | |
| 連絡先 | | 電話　04－7092－9330　　Faｘ　04－7092－9131 | | | | | | |
| 施設長氏名 | | （園長の氏名） 小泉　良枝 | | | | | | |
| 開設年月日 | | 平成３０　年　４月　１日 | | | | | | |
| 利用定員 | 年齢区分 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
| １号 | ― 人 | ― 人 | ― 人 | １０人 | １０人 | １０人 | ３０人 |
| ２号・３号 | ６人 | ９人 | ９人 | １５人 | １５人 | １５人 | ６９人 |
| 合計 | ６人 | ９人 | ９人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | ９９人 |
| 当園の基本理念・方針 | | ＜教育・保育目標＞  ○笑顔いっぱい・みんな仲良し・つよい体と心やさしい子の育成  乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う。  本園では、豊かな体験や遊び、様々な人と関わりを通して、子ども達が自分らしく育っていかれるよう教育・保育を積み重ねている。発達段階や個人差に応じた援助を重ねる中で、明るく元気な子・やさしい子・かしこい子を目指す子ども像として育成している。  ＜基本方針＞  ○小学校教育とのなめらかな接続○遊び体験を重視した教育活動　○開かれた園づくり　○子育て支援を見据えた園経営 | | | | | | |

**（３）施設の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | ２，６５４．１１㎡ |
| 園庭 | ６７０．９３㎡ |
| 園舎 | 構造 | （木造一部ＲＣ造１階建て） |
| 延べ | ９９５．２６　㎡ |

**（４）主な設備の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 備考 |
| （乳児室） | １　室 |  |
| （ほふく室） | １　室 |  |
| （保育室） | ４　室 | （たんぽぽ組：２歳児クラス、さくら組：３歳児クラス、すみれ組：４歳児クラス、ゆり組５歳児クラス） |
| （遊戯室、ホール） | １　室 |  |
| （調理室） | １　室 |  |
| （子育て支援室） | １　室 |  |
| （事務室） | １　室 |  |

**（５）職員体制（**令和６**年４月**１**日　現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| （園長） | １　人 | １人 | ― 人 |  |
| （副園長） | ―　人 | ― 人 | ― 人 |  |
| （主任保育教諭） | ２　人 | ２人 | ― 人 |  |
| （保育教諭） | １２人 | ８人 | ４人 |  |
| （教育補助員） | １　人 | ― 人 | １　人 |  |
| （調理員） | ３　人 | ― 人 | ３　人 |  |
| （看護師） | ―　人 | ― 人 | ― 人 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日**

**【１号認定子ども（教育標準時間認定）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで | |
| 保育時間 | 教育標準時間 | ９時００分～１４時００分（５時間） |
| 一時預かり | 保育時間 | 朝：　７時３０分～　８時３０分 |
| 夕：１４時００分～１８時３０分 |
| 土曜：７時３０分～１３時００分 |
| 休業日 | 日曜日・土曜日・祝日・県民の日 | |
| 年末・年始（１２月２９日～１月３日） | |
| 夏季（７月２１日～８月３１日） | |
| 冬季（１２月２４日～１月６日） | |
| 学年末・学年始休業日（３月２５日～４月４日） | |

**【２号・３号認定子ども（保育認定）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 保育時間 | 保育標準時間 | ７時３０分～１８時３０分（１１時間） |
| 保育短時間 | ８時００分～１６時００分（８時間） |
| 延長保育 | 保育標準時間 |  |
| 保育短時間 | ７時３０分～　８時００分  　１６時００分～１８時３０分 |
| 開所時間 | 月～金曜日 | ７時３０分～１８時３０分 |
| 土曜日 | ７時３０分～１３時００分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日 | |
| 年末年始（１２月２９日～１月３日） | |

**（７）利用料等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担（月額保育料） | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） | | |
| 実費徴収 | 給食費 | １月あたり | ５，５００円 |
| １食あたり | ２７５円 |
|
| 絵本代 | １月あたり | ４００円前後 |
| その他 | １号認定子どもの一時預かりに係る費用 | 月合計利用時間１時間あたり | １００円 |
| １号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費 | １食あたり | ３５０円 |
| ２号・３号認定子どもの延長保育に係る費用 | 月合計利用時間１時間あたり | １００円 |

**（８）支払方法**

|  |
| --- |
| ・保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。  ・振替日は月末です。ただし、１２月は２５日が振替日です。  ※月末や１２月２５日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。  ・一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。 |

**（９）提供する特定教育・保育の内容**

|  |
| --- |
| 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。  ・生活する力、かかわる力、学ぶ力の育成　・特別支援教育の充実を図る  ・保護者、地域、小学校の連携を高める　　・安全、安心な園づくりの推進  ・給食等食物アレルギー対応に理解を深め、適切な対応を図る |

**（１０）年間行事予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 行事内容 |
| （４月） | （入園式、家庭確認、春の遠足、、新入園児歓迎会） |
| （５月） | （こどもの日の集い、内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、春季大運動会） |
| （６月） | （保育参観、園外保育） |
| （７月） | （プール遊び、お楽しみ会・七夕会・引き渡し訓練、交通安全教室） |
| （８月） | （水遊び） |
| （９月） | （園外保育、修園遠足、お月見クッキング） |
| （１０月） | （ミニ運動会、内科検診、芋掘り） |
| （１１月） | （就学時健診・園外保育、七五三お宮参り） |
| （１２月） | （マラソン大会、生活発表会、クリスマス会、交通安全教室） |
| （１月） | （コマ回し大会、縄跳び集会） |
| （２月） | （節分豆まき、お店屋さんごっこ、お別れ遠足、交通安全教室） |
| （３月） | （ひな祭り会、お別れ会、卒園式） |

**○毎月の行事　身体測定、避難訓練、国際理解教育（３～５歳児）**

**○その他の行事は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる　　　　　　　　　　　　　　場合があります。**

**○内科検診については、園で受診できなかった場合、個人で受診していただきますの　　でご了承ください。**

**（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の内定 | 【１号認定子ども】   * 施設の管理者が定めた選考方法による   【２号・３号認定子ども】   * 市が行う利用調整による |
| 退園理由 | * １号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） * 保護者から退園の申出があったとき * 利用継続が不可能であると市が認めたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |
| 利用に当たっての  留意事項 | ・登園は９時までにお願いします。  ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は８時４５分までに電話でご連絡ください。  ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には早めに電話でご連絡ください。  ・熱が３７．５℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に３７．５℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。  ・与薬は、原則として取り扱いをしていません。  ・住所、仕事、世帯の状況や家庭状況などに変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）」の提出が必要です。必ず園へ申し出てください。 |

**（１２）学校医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | （名称）　真木クリニック |
| 学校医名 | （氏名）　眞木　壽之 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市西江見１３１ |
| 電話番号 | （電話番号）７０９２－００７０ |

**（１３）学校歯科医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | （名称）鴨川歯科室 |
| 学校歯科医名 | （氏名）黒野　秀樹 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市横渚２６１－１ |
| 電話番号 | （電話番号）７０９２－２１３５ |

**（１４）緊急時における対応方法**

|  |
| --- |
| 特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 |

【管轄する消防署】

|  |  |
| --- | --- |
| 消防署名 | （消防署名）鴨川消防署 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市横渚１３９３ |
| 電話番号 | （電話番号）７０９２－２１３１（緊急時１１９番） |

【管轄する警察署】

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署名 | （警察署名）鴨川警察署 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市横渚１４６５ |
| 電話番号 | （電話番号）７０９２－０１１０ |

**（１５）非常災害対策**

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 松本　千春 |
| 消防計画届出年月日 | 令和４年６月２０日 |
| 避難訓練 | 避難及び消火を想定した訓練を月１回実施します。 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。 |
| 避難場所 | 鴨川市立江見小学校 |
| 緊急時の連絡手段 | 電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供　等 |

**（１６）相談・要望・苦情窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | （氏名）宅間　ひとみ | （職名）　主任保育教諭 |
| 相談・苦情解決責任者 | （氏名）小泉　良枝 | （職名）　園　長 |

【要望・苦情等への対応方法】

|  |
| --- |
| 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。  要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。 |

**（１７）賠償責任保険の加入状況**

独立行政法人　日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
| 医療費  （負傷・疾病） | ・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの  ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる | ・医療保険診療の医療費総額の4  　割（そのうち1割の付加給付）  　の額【乳幼児医療助成により  自己負担額が無い場合は1割の  付加給付分のみ】  ・高額療養費の対象となる場合は  　自己負担額に1割の付加給付  分を加算した額 |
| 障害見舞金 | 上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第１級から第14級に区分される） | 4,000万円～88万円  （通園中の災害の場合、2,000万円～44万円） |
| 死亡見舞金 | 園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡 | 3,000万円  (通園中災害の場合、1,500万円） |
| 運動などの行為に起因する突然死 | 3,000万円  (通園中災害の場合、1,500万円） |
| 運動などの行為と関連のない突然死  （乳幼児突然死症候群など） | 1,500万円  （通園中災害の場合も同額） |

**（１８）個人情報の取り扱い**

|  |
| --- |
| （個人情報の取り扱い方法）  特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。 |

**（１９）その他保護者に説明すべき事項**

|  |
| --- |
| ・ＰＴＡ活動への参加（４・５歳児）  ・令和３年度より使用したオムツを園で処理しますので、オムツを使用している方は鴨川市指定ゴミ袋「燃やせるごみ用（４５ℓ）」１袋１０枚入りをお持ちください。なお、お預かりしたごみ袋は返却しませんのでご了承ください。 |